

判例研究

川治プリンスホテル火災事件控訴審判決と
ホテルニュージャパン火災事件第一審判決

——東京高判昭和六二・二・二一三三—三〇控訴、
東京地判昭和六二・五・二〇判時一二四四—三六上告——

松 宮 孝 明

ここにとりあげる二つの判決は、その後に言い渡された千日ビル火災事件控訴審判決⁽¹⁾とらんで、大規模火災事件に関する管理者の業務上過失致死傷罪の成否をめぐる近年の裁判所の一つの傾向を代表するものであるように思われる。特に、いずれの判決も、それまでの火災事件判決と比較すれば、火災事件における管理責任追及の解釈論的問題点にかなり積極的に答えようとしているように見える。もちろんそれは、これまでのこの種の判例の蓄積の中で解釈論上の問題点がかなり明瞭になってきたことと、弁護人の追及があったためであろうと思われる。以下で、この二つの判決の持つ解釈論上の諸問題を検討してみたい。

注

(1) 大坂高判昭和六二・九・二八判時一二六二—四五。この判決の評釈として岡野隆男「ビル火災と管理者の刑事責任・千日デパート火災事件の控訴審判決を中心として」NBL三九三号(一九八八)二七頁、大谷実「千日デパートビル火災控訴審判決」月刊法学教室九二号(一九八八)一〇六頁、松宮「防火管理責任と過失結果犯」ジュリスト九〇四号(一九八

八) 七二頁などがある。

一 川治プリンスホテル火災事件

〔事実の概要〕

本件は、鉄骨木造五階建ての旧館と木造一部鉄骨二階建の新館とからなる二五〇名収容規模のホテルの風呂場付近から、作業中の建設会社の人夫の過失によって生じた火災のため、宿泊客および従業員四五名が死亡し二二名が負傷したという、我が国ホテル火災史上最大の惨事に関するものである。この事件では、非常ベルを従業員が誤報と即断したことや、消火栓の構造上の欠陥から初期消火ができなかったこと、さらには従業員による客の避難誘導も行われなかったことなど、火災発生時にホテル側にくつつかの「落度」が見られ、また被告人の一人である取締役Mも当時ホテルにいたにもかかわらず、公訴事実において被告人らの「落度」とされた不作為は、①防火計画の作成とそれに基づく従業員に対する避難誘導等の訓練の実施、②新館と旧館との間の防火戸の設置、防火区画構造への改善、屋外非常段階の構造改善、を行うことによって火災に伴う人の死傷を未然に防止すべき義務の違反であった。つまり、火災発生時およびその直後の作爲ないし不作為について責任が問われたのではなく、それ以前の「安全体制確立」の不作為について責任が問われたのである。そして、第一審判決も、屋外非常段階の構造改善の点は本件死傷結果に影響がないとして過失の認定から除外したが、その他の点については本件ホテルの代表取締役Tおよびその妻で取締役の前記Mいずれにもそれらの措置をとる義務とその懈怠が認められるとして、業務上過失致死罪の成立を肯定した。しかも失火者には禁錮一年六月執行猶予三年、代表取締役には禁錮二年六月執行猶予三年が言い渡されたのに対し、実質的にこのホテルの経営・管理事務の最高責任者と目されたMには禁錮二年六月の実刑が言い渡されたのである。

これらの義務の根拠は、①については消防法八条と「ホテル経営者として当然心得ておかなければならない常識」に、②については建築基準法二条、二七条等に求められている。もっとも、消防法八条は防火対象建造物の管理権原者に「防火管理者」を選任して前述の①の義務を履行させるよう求めているのであるが、一審判決は「本件のように防火管理者が選任されていない場合に、

右(消防)計画の作成等をしなくてもよいことになるいわれはないから、防火管理者がなければ、経営者が自らもしくは然るべき幹部職員などに命ずるなどして、右措置を講ずべきである」として、消防法を超える義務を認めていたことが注目される。また、②の措置の懈怠については、消防署からは文書によるものも含めて何度かこれらの改善措置をとるよう指示がなされていたが、消防法八条四項に定められているような正式な「命令」は出していなかった。そのため消防法上の罰則は適用できなかった。さらに、建築基準法違反についても、設計図書なしであるいはそれに従わないで工事を施工した場合以外は工事施工者は処罰されないためであるうか、建築基準法自体の罰則は適用されなかった。本件の場合いずれの義務違反も、業務上過失致死傷罪の注意(作為)義務に組み込まれることで、初めて処罰を根拠づけることができたのである。

この第一審判決に対しては、禁錮二年六月の実刑を言い渡されたMのみが控訴した。控訴審での主な争点は、(1)Mは管理権原者か、それとも支配人に管理運営の職務権限が委ねられていたが、(2)この場合の予見可能性は旅館・ホテルにおける火災の一般的危険性や火災、煙の一般的危険性に対する認識可能性で足りるか、(3)第一審の認定した①の義務と②の義務との関係いかん、(4)量刑は妥当か、であった。これに対して本判決は、(1)本件ホテルの管理運営の実態から見ても、Mはこのホテルの管理権原者であり防火防災を含めた管理業務を掌理していたと認められ、また(3)①②の義務については、本件死傷結果の防止のためには「両者の注意義務が相俟って履行されることが必要不可欠」とし、「一方の注意義務のみでは結果の回避が完全とはいえない本件にあっては、両者を併せた注意義務が要求されることは当然」であると判断した。そして(2)予見可能性および(4)量刑については次のように判示した。

【判旨】

予見可能性について

「旅館・ホテルにおいては、施設を設け、そこにその施設の構造、配置、特に火災の際の避難方法やその経路に習熟しているとはいえないところの多数の客を宿泊させているのであるから、火災発生の際の危険が常に存在し、かつ、一旦火災が起こればその発見の遅れ、初期消火の失敗等から本格的火災に発展し、逃げ遅れた客に死傷の危険が及ぶおそれがあることは、旅館を経営するものが等しく予見することのできるものであり、原判決がこれを見易い道理であるとし、刑法上の注意義務の根拠としての予見可能性

は右の程度の危険の認識の可能性を以て足りると解したのは、まことに正当である。」
量刑について

「所論はH及びTとの刑の不均衡をいうが、なるほどHは、本件火災の第一次責任者であり、同人が火を失しなければ、本件の結果は起こり得なかつたといえるが、しかしながら、旅館・ホテルを経営して、宿泊業を営むものは、如何なる火災に対しても宿泊客の生命・身体を護るべく完璧な防火防災管理が期待されているのであり、その責任は他の者に増して大であると言わなければならぬ。その意味では、Tも同様であるが、更に、被告人は、同ホテルに常在して、直接従業員を指揮監督し、同ホテルの経営、管理を掌理していたもので、特に、新館建築にあたっては、しばしばTを差し置いて工事を施工させるなどの同ホテルにおける業務の常態からすると、本件建物に関する防火防災の管理に対する責任は、被告人が最も重いというべきであるから、Tとの比較においても量刑上差が生ずることは、けだしやむを得ないというべきである。更に、所論は、他の同種事件と比較しても、被告人に対し執行猶予が付されるのが相当であるというのであるが、過失やその結果等についての個別的事情を異にするうえ、本件は、所論の指摘する旅館・ホテル火災事件の経験を踏まえて、この種火災の危険性が警告されているにもかかわらず、その重大性の認識を欠いた点でも、被告人に対する非難の程度は大きい。」

注

- (1) 第一審判決の評釈として松宮「川治プリンスホテル火災事件第一審判決」甲南法学二六巻四号（一九八六）一〇七頁。
(2) 「安全体制確立」義務という用語は石塚章夫「監督者の刑事過失責任について」(二)(三)判例時報九四五号、九四六号、九四八号（一九八〇）による。

二 ホテルニュージャパン火災事件

〔事実の概要〕

この事件は、夜間に宿泊客の寝煙草によって生じた火が、従業員の初期消火の失敗や館内の異常な乾燥のためにまたたく間に燃

え広がり、鉄筋コンクリート一〇階建てのホテルの九階と一〇階とを焼燬し、宿泊客三四名が死亡、二四名が負傷したというものである。出火当時従業員らによる客への避難誘導はほとんどなされず、全館および消防署への通報も遅れるという状態であった。しかも、自動火災報知機の設備にも不備があつて十分作動せず、従業員への日ごろの避難誘導訓練も行われていなかった。さらに、このホテルには、消防法の改正にともない、スプリンクラー設備あるいは代替防火区画を設置する義務があつたが、度重なる消防当局の指導にもかかわらず、本件火災当時までその設置はなされず、本件火災の約五か月前にはついに、一年以内にスプリンクラー設備を未設置部分に設置することを命ずる東京消防庁麹町署長名の措置命令が発せられていた。もっとも、命令によって設定された期限の経過前に本件火災が発生したため、本件の場合でも、このホテルの管理権原者にこの命令の違反を理由として消防法上の罰則を適用することはできなかった。

この事件では、このホテルの代表取締役社長Yおよび支配人兼総務部長で防火管理者のHの二名が、出火原因をつくった宿泊客一名を除く死者三名および負傷者二四名について業務上過失致死傷罪で起訴された。

Yの弁護人は、(1)Yにはホテルニュージャパンのような近代のホテルで火災が発生し、本件のように多数の死傷者を出すに至ることを予見することは不可能であつた、(2)本件死傷結果の直接的、具体的な原因は、従業員などの初期消火等の重大な不手際によるものであり、スプリンクラー設備等の未設置と本件死傷結果との間の因果関係は中断される、(3)スプリンクラー設備等の未設置は前経営者の責任であり、Yが経営を引き継いだからは資金不足で、防火設備を完成させることは不可能であり期待可能性を欠く、(4)防火管理者である被告人Hが適切な措置を講じ、消防当局も防災設備の保守点検等に関し行政指導を十分に行つてくれているものと信頼していた、などとして無罪を主張した。

またHの弁護人は、本件火災による多数の死傷者の発生は、Yが営利第一主義の経営方針のもとに防火・防災を無視した極端な支出の抑制、大幅な人員削減等を行ったためであり、Hはこのような状況下で可能な限り努力を尽くしたのであるから無罪であると主張した。

これに対して本判決は、Yには、火災により死傷者が発生する危険性の高い本件高層ホテルの経営者として、スプリンクラー設備もしくはこれに代わる防火区画を設置するとともに、Hを指揮して防火管理体制を確立することによって、火災による宿泊客等

の死傷の発生を防止すべき注意義務を負い、Hは、消防計画の作成、消防訓練の実施、防火戸等の点検、維持管理等の防火管理業務を適切に実施することによって、右結果発生を防止すべき注意義務を負っていたものであるところ、被告人兩名において、いずれも十分に実施可能であったと認められる各自の右義務履行を怠ったため、その結果が相乗的に作用して火災の拡大を防止できなかったとして、被告人兩名に過失責任があることは明らかであると判示し、Yには禁錮三年の実刑、Hには禁錮一年六月執行猶予五年を言い渡した。

弁護人の主張のうちまず(1)予見可能性に関しては、一般的にホテルは火災発生の危険を常に包蔵しており、いったん火災が発生すれば火災が拡大し、逃げ遅れた客に死傷の結果が生じるおそれがあることは、ホテル経営に携わる者の等しく予見しうるところであるとしたうえ、本件の場合、高層、大規模な国際的ホテルであったにもかかわらず、防火設備や構造において幾多の欠陥を包蔵し、防火管理体制も極めて不十分であったところ、Yは、部下職員の進言や消防当局の指導等によって防火管理上の問題点を十分に認識していたものと認められるので、本件ホテルに火災が発生した場合、宿泊客等に死傷の結果が生じる蓋然性が高いことは、同被告人にとり、より具体的にこれを予見することが可能であったものといえるとした。(2)の火災発生時の従業員の不手際については、本件ホテルにおいては消防計画、消防訓練等の不備、不実行が消防当局からたびたび指摘されており、被告人兩名もこれを十分に認識していたのであるから、火災発生時に本件のような従業員らの不手際が生じるおそれのあることは十分予見可能であり、被告人兩名の前記注意義務の履行によって防止できたものと判断した。さらに(3)の資金不足による期待可能性の不存在の主張については、スプリンクラー設備等を本件火災発生前に設置完備させることは、Yが決定し熱意をもって努力しさえすれば、その実現は可能であったことを、このホテルの經理の状況から判断している。最後に(4)のHへの信頼の点についても、Yは防火管理体制確立についての指示・監督を怠っていたばかりでなく、人事・經理の面において、むしろ、防火管理体制の確立を阻害する行動にすら出ているとして、これを排斥した。予見可能性と量刑に関する判示部分は次の通りである。

【判旨】

予見可能性について

「一般的にホテルは、その業務の性格上、昼夜を問わず不特定、多数の宿泊客に宿泊その他の利便を提供することを業とするものであるから、火災発生危険性を常に包蔵しているものといえ、いったん火災が発生すれば、宿泊客らの大半はホテル建物の構造、避難経路等に不案内のため、火災発生時の覚悟の遅れ、初期消火の失敗、通報や避難誘導の不備等から、火災が拡大し、逃げ遅れた客に死傷の結果が生じるおそれのあることは、本件以前における累次のホテル、旅館等の火災事例に徴しても明らかであって、右はホテル経営に携わる者の等しく予見しうるところであるから、本件における結果発生に対する予見可能性も右の程度をもって足りるものといふべきである。」

「被告人Yは、本件ホテルの社長に就任以降、……部下職員の説明や進言、消防当局の指導等によって、同ホテル建物の欠陥や従業員に対する消防訓練の不実施等の防火管理上の問題点も十分認識していたものと認められるから、同ホテルに火災が発生した場合、宿泊客等に死傷の結果が生じる蓋然性が高いことは、同被告人にとり、より具体的にこれを予見することが可能であったものといふことができる。」

量刑について

「(Yは)同ホテルの管理権原者として、所轄消防署などから、防火、消防用設備等の不設置や不備、欠陥等について、たび重なる指導、勧告さらには命令まで受けながら、その責を前経営者に転嫁し、あるいは赤字経営による資金難を口実としたり、消防法令等の適及的適用を非難することなどに終始して、法令に定める消防用設備等の保守点検、整備費用やホテル維持費等の支出を極端に抑制し、かつ、従業員の大幅な削減を行うなどした結果、本件火災発生時における初期消火の不手際、非常ベルや放送設備、防火戸等消防用設備等の不 작동、ホテル館内の異常乾燥等の事態を招き、消防隊員らの迅速、果敢な消火、救援活動にもかかわらず、本件大惨事にまでたち至ったものである。同被告人には、多数の人命を預かるホテル経営者として不可欠な、宿泊客の生命、身体の安全確保という最も重要でかつ基本的な心構えに欠けていたものといわなければならない。」

三 両判決の検討

一 火災事件に関して失火者でない経営者、管理者などに禁錮などの自由刑の実刑が言い渡された裁判例としては、これまでに

エル・アドロ火災事件に関する東京高判昭和五七・一二・二二（公刊物未登載）とその上告審判決の最判昭和五八・五・一〇（公刊物未登載）があり、経営者と店長にいずれも禁錮一年の実刑が言い渡されているだけであり、ここで取り上げた二つの判決は、大規模な火災事件における防火管理責任の懈怠への下級審判例の重罰化の傾向を示すものとして注目される。しかも、川治プリンスホテル火災事件（以下、川治事件と呼ぶ）では、経営者の責任のほうが失火者のそれよりも明らかに重いとされているのである。

この種の事件の量刑の傾向を見ると、昭和四〇年代半ばごろに発生した事件あたりから防火管理責任懈怠に対する業務上過失致死傷罪の適用が始まったが（昭和四三年一月二日発生の有馬池の坊満月城火災事件はその嚆矢と見られる）、昭和五〇年代初頭までは、有罪の場合でも禁錮刑の執行猶予あるいは罰金あたりでとどまっていたこと、それが昭和五三年三月一〇日に発生したエル・アドロ火災事件において初めて禁錮刑の実刑が言い渡され、昭和五五年一月二〇日発生の川治事件および昭和五七年二月八日発生のホテル・ニュージャパン火災事件（以下、ニュージャパン事件と呼ぶ）に引き継がれてきたことが見て取れる。もっとも、昭和五〇年代半ば以降に発生した事件の全てに禁錮刑の実刑が言い渡されているわけではなく、昭和五八年二月二日発生の蔵王観光ホテル火災事件第一審判決（山形地判昭和六〇・五・八判時一一六二―一七二、確定）などのように、執行猶予の認められているものもかなり存在することに注意すべきであろう。したがって事件の個別的な性格を無視して一般的な評価をすることには慎重でなければならないが、やはり、重罰化の傾向はあるといつてよいように思われる。しかもその画期は、この種の事件に対する裁判所の判決が出始めた時期とほぼ一致するように思われる。最も早い判決は、警梯熱海観光ホテル火災事件に関する昭和五〇年三月二十九日の福島地裁郡山支部の判決（判時七七九―一四〇）であるが、これは控訴され、昭和五三年一月二十四日の仙台高裁判決（判時八二九―一〇九）によって確定する。最も早い確定判決は、椿グランドホテル火災事件に関する昭和五一年三月三〇日の和歌山地裁判決（刑月八―三一―一七二）であり、これは同年一月一六日の控訴取り下げによって確定している。ほぼ同時期のものとして、昭和五一年五月三一日に言い渡された和歌山市寿司由楼火災事件に関する和歌山地裁判決（公刊物未登載）がある。断定は困難であるが、これらの判決によって業務上過失致死傷罪の成立が肯定され、防火管理責任の重要性が指摘されることによつて、その後⁽¹⁾に生じた同種事件に対する量刑評価が重くなつていったのかもしれない。

二 この種の火災事件における管理者・経営者などの刑事責任は、防火管理体制の確立のために必要な消防計画の作成や避難誘

導訓練などの消防訓練の実施、救助袋や避難梯子、スプリンクラー、消火栓、防火戸など各種の防火設備の設置といった作為の懈怠について問われるのが一般である。その意味で、作為犯ではなく不作為犯としての責任が問われているのだと解してよいであろう。それも、火災発生時に具体的避難誘導の指示を怠ったという種類の不作為ではなく、火災発生以前に確立しておかなければならない各種の体制についての不作為の責任が問われることに注意しなければならない。

もっとも、ニュージャパン事件における社長Yの責任が不作為に尽きるものか否かは、少し検討が必要であろう。というのも、Yは単に防火管理体制を確立しなかっただけでなく、ホテルの人員を削減したり消防関係の経費の支出を抑制したり、さらにはホテル館内の空気調整設備を内気循環方式に改造することにより館内を異常に乾燥させたりしているためである。本件においては、これらの作為が火災の発生や拡大を促進したと疑われるふしがあり、そしてこれらの点が肯定されると、Yに結果の発生に対する作為犯の責任も肯定しうるように思われるのである。

判決はこれらの問題には触れず、単にYがスプリンクラー設備もしくは代替防火区画を設けず、さらにHを指揮して消防法上必要な措置をとらせなかったという不作為を罪となるべき事実として列挙している。仮に、先のいくつかの作為が結果の発生に促進的な作用をしたとしても、それだけではただちに作為犯が成立するとはいえないとの趣旨であろうか。思うに、それだけで致死傷罪の実行行為として十分と考えられるような作為が存在すれば、やはりそれはまず作為犯として構成されるべきであり、判決がそれを否定したのは、前述のような作為は、直接の失火行為と異なり、死傷結果の発生との関係はなお遠く、したがって作為犯としての構成は困難という判断が、暗黙の前提になっていたのではなからうか。もっとも有案サウナ火災事件において、欠陥のあるサウナ風呂を制作した者に火災による死傷結果発生責任が肯定されたように（最決昭和五四・一一・一九刑集三三三七二八）、判例は比較的遠いものでも作為犯として構成することもあるので、断定は困難であろう。

三 解釈論上の最大の問題点は予見可能性にある。特に、両判決のいう予見の対象が過失致死傷罪の要件として十分具体的であるか否かが問題である。いずれの事件の弁護人もこの点を問題としたが、裁判所はいずれも「いったん火災が起これば」という条件付の危険性の認識可能性をもって予見可能性ありとしている。この点で特に注目されるのはニュージャパン事件判決である。

この判決は「いったん火災が発生すれば、宿泊客らの大半はホテル建物の構造、避難経路等に不案内のため、火災発生の覚知の

遅れ、初期消火の失敗、通報や避難誘導の不手際、消防用設備の不備等から、火災が拡大し、逃げ遅れた客に死傷の結果が生じるおそれのあることは……ホテル経営に携わる者の等しく予見しうるところ」と判示しつつ、社長のYには「部下職員の説明や進言、消防当局の指導等によって、同ホテル建物の欠陥や従業員に対する消防訓練の不実施等の防火管理上の問題点も十分に認識していたものと認められる。」としている。ここから判決は、火災発生時の死傷結果発生危険はより具体的に予見可能とするのであるが、問題は、本件ではこの種の条件付の危険性は、Yにとっては予見可能な域を超えて、現実⁽¹⁾に予見されていたのではないかとと思われる点である。すなわち、判決が「Yは十分に認識していた」とする「防火管理上の問題点」とは、実は火災が発生した場合に逃げ遅れた宿泊客が死傷することの危険そのものであり、したがってこのような条件付の危険性は、本件の場合、予見可能ではなくて現実⁽²⁾に予見されていたことを判決も認めているのではないかと見られるのである。

ならばよけいに過失が認められやすいのではないかとの反論もあろう。しかしそれは過失における予見(認識)可能性と故意における予見(認識)との関係を理解しない見解ではなからうか。過失結果犯は単に客観的な「落度」があれば成立するものではない。行為者がそのような「落度」に気づき、そこから構成要件の結果の発生を予見することができて初めて過失が存在するのである。この場合に、行為者に構成要件の結果発生⁽³⁾の現実の予見があれば、過失結果犯にとどまらず、対応する故意結果犯が成立することになる。もちろんここにいう「現実の予見」とは、単に漠然とこの種の結果が発生するかもしれないという抽象的な危険の認識では足りず、ある程度具体的な内容のある危険性の認識でなければならない。そうでないと、たとえば自動車を運転する人間は、統計的な事故発生⁽⁴⁾の危険を知っているというだけで、死傷結果を生じた場合、ただちに故意犯が成立することになってしまう。つまり過失結果犯において可能であるべき予見の対象と故意結果犯において現実にあるべき予見の対象とは、基本的に、同一でなければならないと思われるのである。⁽⁵⁾このように考えると、ニュージャパン事件の場合、Yには過失致死傷罪ではなくて、故意の殺人罪および傷害罪の成立が肯定されるか、あるいは、「いったん火災が発生すれば」という条件付の危険性の認識ではこれら⁽⁶⁾の故意犯は成立せず、したがってもっと具体的な予見の対象を求めなければならないかのいずれかであることが理解されよう。この点で本判決は、「危険性すなわち可能性の認識」と「認識の可能性」とを混同し、「可能性の認識」をもって「認識の可能性」と誤解しているのである。

ところで、本判決の述べるような条件付の危険の認識をもって（不作為の）殺人罪および傷害罪の成立を認めることができるか。直感的な判断ではあるが、それは困難であると考ええる。これらの故意犯を認めるにはあまりにも認識の内容が漠然としてゐるからである。そうだとすると、残るのは後者の道のみである。予見可能性の具体性とは、たとえばこのような形で判断されるべきであつて、過失致死傷罪を肯定したいという政策的判断から断定されてよいものではないと思われる。

このように考えると、兩判決の断定にもかかわらず、業務上過失致死傷罪の成立に必要な可能的予見の対象はこの程度の具体性では足りないということになる。特にニュージャパン事件判決の場合は、認定されているのは結果犯の予見可能性ではなくて、抽象的危険の認識そのものである。もちろんこのことは、この抽象的認識さえない場合にはこの認識が可能であれば業務上過失死傷罪が成立するという意味ではない。あらゆる火災事件において、条件付の危険の認識では業務上過失致死傷罪の予見可能性は根拠づけられない。ニュージャパン事件は、事案が極端であつたが故に、この矛盾を際立たせたのである。この場合に、もしも対応する故意結果犯の要件たりうる程度に具体的な認識が被告人に不可能であるならば、業務上過失致死傷罪による刑事責任の追及は断念して、しかるべき抽象的危険犯の直罰規定を制定するか、あるいは、この場合の業務上過失致死傷罪は通常の過失結果犯とは異なり、実質的には死傷結果の発生を処罰条件として悪質な防火管理責任懈怠を重く処罰するものと解釈するかのいずれかである。そして後者は、いわゆるヴェルサリ・イン・レイリキタあるいは「危惧感説」への道なのである。⁽³⁾

四 次に、複数の（作為）義務違反が認められる場合、それらの相互関係が問題となる。川治事件では、Mの①消防計画の作成とそれに基づく従業員への避難誘導訓練の実施の懈怠と、②防火戸の設置、防火区画構造への改善の懈怠との関係が問われた。これに関して判決は、両義務が「相俟つて」本件結果を防止する関係に立っていると、重疊的な義務違反関係を認めた。これは、いずれも同一の被告人の義務であるだけに、比較的問題は少ないものと思われる。やや検討の余地があるのは、第一審判決が問題にしなかつたTとMの義務違反の相互関係である。両者はいずれも管理権原者として並列的な関係にあつたと思われる。もちろん、判決の認定によれば、実際のホテルの管理・経営はほとんどMが握っていたのであるが、この点は両者の作為義務の内容の相違をきたすものではない。このような場合、判例の傾向からすると、TとMに業務上過失致死傷罪の共同正犯を適用しても不思議ではないように思われる。両者の義務の内容は同一であるし、相互にほぼ対等の立場にあり、さらに相手方を信頼してよい関係ではな

かったと見られるからである。にもかかわらず川治事件を含めて、防火管理責任の懈怠に過失犯の共同正犯が適用された例は、今のところ見受けられない。その理由も含めて、これは検討課題の一つであると思われる。

ニュージャパン事件におけるYとHとの関係は上下関係である。ここでは③スプリンクラー設備あるいは代替防火区画を設ける義務はYのみの義務であり、④消防計画の作成、消防訓練の実施、防火消防用設備の維持管理は直接にはHの義務であってYはその履行を監視する立場に立つ。この場合には、Yは③④いずれの義務の不履行の結果についても責任を負うことになるが、Hは④の義務の不履行の結果についてしか責任を負うわけではない。したがってHには、④の義務を履行していたなら防止できた結果しか帰属されない。さらに本件の場合、Hは④の義務の十分な履行をYによって妨げられていたという事情が、帰属関係を一層複雑にする。Hには、④の義務のうち履行が期待できたものの懈怠の結果しか帰属され得ないのではないか、ということである。この考え方は一般論としては妥当であろう。

問題は、本判決の場合、Hに履行の期待が可能な義務によって防止できた結果の範囲についてYとHとの間に差異を設けていないが、それでよいかということである。しかしながら、正直なところ、その点の判断は判決理由を見るだけでは何ともいえない。これも一つの検討課題であろう。

五 最後にニュージャパン事件の公訴事実において、失火者本人の死亡結果が除外されている点が注目される。これは必ずしも救助が不可能だったためではないようである。判決の認定事実を見ると、失火者はドアから廊下に避難しており、この時点で従業員の適切な避難誘導があれば彼の死亡も回避できたものと思われるふしがある。それ故、検察官がなぜ彼の死亡を公訴事実から除外したのか、気になるところである。本判決からはその理由は窺い知れない。

公刊された裁判例の中で失火者が死亡したものとしては、磐梯熱海観光ホテル火災事件の一、二審判決（前出、福島地郡山支判昭和五〇・三・二九判時七七一―一四〇、仙台高判昭和五三・一・二四判時八二九―一〇九）が挙げられる。ここでは、失火者と目されたダンサーの死亡も被告人に帰属されており、ニュージャパン判決のような扱いはなされていない。

本件の失火者は、一種の過失的自殺のように考えられたのであろうか。それとも過失相殺的な考慮から、公訴事実から除外されたのであろうか。さらに本判決と磐梯熱海観光ホテル火災判決とは整合しているのだろうか。いずれにしても、その理由が問われ

るところである。今のところ、失火者本人の死亡を除外する理論的根拠は乏しいように思われる。

六 防火管理責任を業務上過失致死傷罪で追及することは、決して適切な態度ではない。その政策的な論拠は、すでに千日ビル火災事件控訴審判決の検討において示したところである。特に不作為結果犯特有の仮定的因果関係の立証に困難がつきまとう。行為者になすべき義務の懈怠があったとしても、現に生じた結果がその義務の履行によつては回避できない場合、業務上過失致死傷罪は成立しない。また、ここで検討した判決では川治事件の場合、公訴事実に挙げられていた屋外非常段階の改善義務が、生じた結果の防止に影響がないとして、一審段階で注意義務から除外されている。しかしながら、被告人にこの作為義務が当時存在しなかつたわけではない。建築基準法上の義務としてそれは存在していたのであつて、ただ、たまたま生じた結果の防止には関係がなかつたというにすぎない。このように、なすべき義務の懈怠の責任追及にとつて業務上過失致死傷罪の適用は、必ずしも適切な手段ではないのである。

その解釈論的な問題点は、特に予見可能性要件に集中的に現れる。ニュージャパン事件は、その事案の極端さの故に、この問題を一層明確にしたといえる。いずれにせよ、この種の事件の防止のためには、立法的手段でも含めて、より問題の少ない、そして実効性のある手段が考えられなければならないのではなからうか。

注

- (1) 火災関係の裁判例については、三井誠「火災事件と刑事責任(1)」大阪消防通信三一〇号(一九八七)一四頁参照。
- (2) この問題について詳細は、松宮「予見可能性と危惧感」南山法学一一卷四号(一九八八)参照。
- (3) 佐藤文哉「監督過失—火災事故を素材として—」芝原邦爾編・別冊法学教室刑法の基本判例(一九八八)四八頁は「予見可能性は結果の発生とそれに至る因果の経過のうち結果を予見させる重要な事実について認められなければならない、いわゆる危惧感説には賛成できない。」とするが、なにか「危惧感説」のメルクマールなのかを明らかにしておらず、火災事件判例のもつこの種の問題性に十分な解答を示しているとは思われない。
- (4) 過失犯には共同正犯の適用は理論上ありえないと明示した裁判例は、仙台高判昭和五二・二・二四刑集三二一一—一二九ぐらいである。

(5) 松宮「防火管理責任と過失結果犯」ジュリスト九〇四号(一九八八)七八頁以下参照。